

中小企業新技術・新製品開発促進助成金交付要綱

制 定 平成20年5月12日 経も第189号（局長決裁）

最近改正 令和7年3月31日 経も第1176号（副市長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市新技術開発等支援事業要綱第3条第1号に定める中小企業新技術・新製品開発促進助成金（以下「本助成金」という。）の交付等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 本助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号の用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）中小企業 次のアからウまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に定める事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会（以下「中小企業組合」という。）

ウ 技術研究組合法（昭和36年法律第81号）に定める技術研究組合

（2）大企業 前号アに規定する中小企業者以外の者であつて、事業を営む者をいう。ただし、次のア及びイに該当するものについては、大企業として取り扱わないものとする。

ア 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

イ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

（助成対象等）

第3条 本助成金の交付の対象は、次の各号に掲げる事業計画とする。ただし、別表第1に掲げるものに該当する事業計画は除く。

（1）新技術・新製品の開発を行うために必要な応用研究

（2）新技術・新製品の開発

2 市長は、事業計画の募集を行おうとする年度毎に、本助成金の交付対象とする期間（以下「対象期間」という。）を定めるものとする。

（申請者の要件）

第4条 この要綱に基づき、本助成金の交付を受けるための申請ができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす中小企業及び次項の各号に掲げる要件を全て満たすグループとする。

- (1) 第2条に規定する中小企業であって、次のいずれにも該当しないもの。
 - ア 一の大企業に発行済み株式の総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資されているもの
 - イ 複数の大企業に発行済み株式の総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資されているもの
 - ウ 役員総数の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務しているもの
 - エ 技術研究組合であって直接又は間接の構成員の2分の1以上が中小企業者でないもの
 - オ 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - カ 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者があるもの
 - キ 個人事業主にあつては、個人事業主が暴力団員に該当するもの
 - ク 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの
 - ケ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項の適用を受けた飲食店（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのないものを除く。）及び第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業に該当するもの
- (2) 募集を行う年度の4月1日時点で、創業後5年以上のものであつて、その事実を次のいずれかの書類により確認できるもの
 - ア 法人登記簿謄本の写し（履歴事項全部証明書又は現在事項証明書の写し）
 - イ 開業届の写し
- (3) 募集を行う年度の4月1日時点で、市内において引き続き1年以上事業を営んでいるものであつて、その事実を次のいずれかの書類により確認できるもの
 - ア 法人登記簿謄本の写し（履歴事項全部証明書又は現在事項証明書の写し）
 - イ 開業届の写し
 - ウ 本市に対する税金の納税証明書の写し
- (4) 市内に事業計画を実施するための拠点を有するもの
- (5) 本市に対する税金その他の債務の滞納がないもの
- (6) 事業計画の実施に係る許可、認可、免許等を取得しているもの（成果の事業化に伴い必要となる場合は、その見込みがあるもの）
- (7) 募集を行う年度に横浜市経済局が実施する研究開発や実証実験に係るその他の助成事業において、本助成金に申請した事業計画と同一であるか否かを問わ

ず、助成金の交付を受けていないこと。

(8) 本市が実施する脱炭素取組宣言制度(脱炭素取組宣言制度実施要綱(令和6年6月施行経中第195号))による取組宣言を行っているもの

(9) その他関連法令を遵守しているもの

2 グループによる申請を行う場合、次の各号に適合するものでなければならない。

(1) 代表者の定めがあること。

(2) グループを構成する全てのものが、前項第1号～第3号、第5号～第9号の要件を満たしていること。

(3) グループを構成するもののいずれかが、前項第4号の要件を満たしていること。

(4) 事業計画の実施について、申請の時点において代表者を定め、かつ事業計画を実施するための拠点及び体制が明らかな共同研究開発契約を締結済であること。

(5) 前号を証する書類を申請と同時に送達できること。

(6) 代表者が申請について全員を代表し、本助成金の交付を受け、グループ内での本助成金の分配を行えること。

3 前各項の規定にかかわらず、次に該当する場合は、申請することができない。

(1) 不正の行為により本市より本助成金の交付等を受け、当該行為により本助成金の交付等を取り消された日から5年を経過していない場合

(2) 過去3か年以内に本助成金の交付を受けたもの(開発可能性調査事業を除く。)

(助成率及び助成限度額等)

第5条 本助成金の交付額は、予算の範囲内とする。

2 助成率及び助成限度額は、別表第2に掲げるものとする。

3 本助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、別表第3に掲げるもので、対象事業の実施に必要不可欠であり、かつ対象期間内に契約、取得及び支払いが全て完了するものとする。

4 助成対象経費のうち本助成金算定の基礎となる金額(以下「助成金算定基礎額」という)は、別表第4に掲げるものとし、これに助成率を乗じた金額を助成金額とする。(助成金額に1,000円未満の端数があった場合は、これを切り捨てるものとする。)

5 第2項の金額には消費税及び地方消費税相当額は含まないこととする。

6 事業計画に関わりのない経費と混同して支払いが行われており、助成対象経費との支払の区別が難しいものは助成対象経費から除外する。

7 役員の重複又は資本関係がある企業間で行われる取引は助成対象経費から除外する。

8 その他、市長が助成対象経費として不適当と認めるものは、助成対象経費には含まないこととする。

9 前項までに規定する助成対象となる経費について、補助金規則第24条ただし書きに規定する、市長が市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収によ

り難いと認める場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 市内事業者で取扱いがない場合
- (2) 2人以上の市内事業者で取扱いがない場合
- (3) 入札又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行うことにより、事業計画にかかる営業秘密が開示され、申請者の事業活動に支障を生ずるおそれがある場合。
- (4) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内事業者では目的の達成が行えない場合

10 第8項までに規定する助成対象となる経費について、1件の金額が1,000万円以上となると見込まれるときは、5人以上の市内事業者による入札又は、3人以上の市内事業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、以下に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 市内事業者で取扱いがない場合
- (2) 2人以下の市内事業者でのみ取扱いがある場合
- (3) 入札又は3人以上の市内事業者から見積書の徴収を行うことにより、事業計画にかかる営業秘密が開示され、申請者の事業活動に支障を生ずるおそれがある場合。
- (4) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内事業者では目的の達成が行えない場合

(事業計画の募集等)

第6条 市長は、募集を行おうとする年度毎に期間を定め、事業計画の募集を行う。

(申請)

第7条 本助成金の交付を受けるための申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、電子申請システム、郵送又は持参（本市からの通知を含め、以下これらの相互の通信手段を総称して「送達」といい、電子申請システムの場合には、この要綱の各様式の内容に準じWeb上のフォーム、システムにより通信することを指す。）により、本助成金の交付を受けようとする年度ごとに中小企業新技術・新製品開発促進助成金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次の各号に定める書類を添えて、第1項により市長が定めた期間内に送達しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 公的助成等の実績説明書（第2号様式別紙（1））
- (3) 資金計画書（第3号様式）
- (4) 資金計画支出明細書（第3号様式別紙（1））
- (5) 外注・委託、技術指導計画書（第3号様式別紙（2））
- (6) 企業概要書（第4号様式）（グループによる申請を行う場合は、グループを構成する全ての者の企業概要書）

- (7) 人員表（第4号様式別紙（1））（グループによる申請を行う場合は、グループを構成する全ての者の人員表）
- (8) 役員等氏名一覧表（第4号様式別紙（2））（グループによる申請を行う場合は、グループを構成する全ての者の役員等氏名一覧表）
- (9) 見積書、領収書その他経費の内訳を証する書類の写し
- (10) 次のいずれかのうち該当するもの（グループによる申請を行う場合は、グループを構成する全ての者の該当する書類）
 - ア 法人の場合、発行後3か月以内の法人登記簿謄本の写し（履歴事項全部証明書又は現在事項証明書の写し）
 - イ 個人事業主の場合、開業届の写し
- (11) 直近3営業年度分の税務署へ提出した確定申告書の写し（法人の場合は別表1～16及び決算報告書、個人事業主の場合は青色申告決算書）（グループによる申請を行う場合は、グループを構成する全ての者の確定申告書の写し又は青色申告決算書）
- (12) 本市に対する納税を証する書類であって、次のいずれかに該当するもの。
 - ア 法人の場合、直近1事業年分の市民税、事業所税及び申請日の属する年の前年4月から申請日の属する年の4月納付分の固定資産税及び都市計画税（以下「市税」という。）の納税証明書の写し（市民税が非課税の場合は滞納がない証明書の写し）（グループによる申請を行う場合は、グループを構成する全ての者の証明書の写し）
 - イ 個人事業主の場合、直近1年分の市民税、事業所税及び申請日の属する年の前年4月から申請日の属する年の4月納付分の固定資産税及び都市計画税（以下「市税」という。）の納税証明書の写し（市民税が非課税の場合は滞納がない証明書の写し）（グループによる申請を行う場合は、グループを構成する全ての者の証明書の写し）
- (13) 10号及び12号に規定する書類により第4条第1項第2号に該当することが確認できない場合は、これに該当することが確認できる本市に対する税金の納税証明書の写し
- (14) 非課税確認同意書（事業所税、固定資産税及び都市計画税において非課税税目がある場合（第4号様式別紙（3））
- (15) 本市が実施する脱炭素取組宣言制度（脱炭素取組宣言制度実施要綱（令和6年6月施行経中第195号））による取組宣言を行ったことが分かる書類
- (16) グループによる申請を行う場合は、代表者、対象事業を実施するための拠点及び体制の定めのある共同研究開発契約書の写し
- (17) その他市長が必要とする書類

（事業計画の要件）

第8条 申請者が送達する事業計画は、次の各号に定める全ての要件を満たしていなければ

ばならない。

- (1) 申請者が主体となって事業計画を実施し、かつ、助成年度の翌々年度の末日までに販売開始が見込めること。ただし、グループによる申請を行う場合は、グループの代表者が主体となって事業化する予定であること。
- (2) 事業計画の主たる部分を市内の拠点で実施するものであること。
- (3) 助成対象とする機械装置を市内の拠点に置くこと。
- (4) 助成対象とする人員を市内の拠点において勤務させるものであること。
- (5) 事業計画の開始と完了が第3条第2項において市長が定める対象期間内であること。
- (6) 事業計画における技術的課題の解決方法そのものを外注・委託するものでないこと。
- (7) 試作品等の製造・開発のすべてを他社に委託し、企画だけを行うものでないこと。
- (8) 設備の購入を主目的とした事業でないこと。
- (9) 原材料や商品の仕入れ等、営利活動に該当するものでないこと。
- (10) 同一若しくは一部が重複する事業計画で、国、県、横浜市、独立行政法人等の委託又は補助を受けていないこと。
- (11) 同一又は一部が重複する事業計画で、募集を行う年度に横浜市経済局が実施する研究開発や実証実験に係るその他の助成事業に申請をしていないこと。
- (12) 公序良俗に反する事業でないこと。
- (13) 公的な資金の使途として、社会通念上、不適切と判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条により定める営業内容等）でないこと。
- (14) 関係法令に適合しているとともに他の者の権利を侵害しないものであること。
- (15) その他市長が必要と定める要件を満たすものであること。

（審査基準）

第9条 第7条に定める書類が送達された場合は、横浜市附属機関設置条例（平成23年12月横浜市条例第49号）第2条に規定する横浜市新技術開発等支援事業審査会において、申請者の事業計画について、次に定める項目により審査することとする。

- ア 技術的価値
- イ 研究開発力
- ウ 事業性
- エ 市場性
- オ 助成年度の翌々年度の末日までの開発品販売開始の実現性
- カ その他市長が定める項目

2 前項に定める審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(申請内容の変更)

第10条 申請者は、第17条第2項に規定する本助成金の交付を受ける前までに、商号、代表者、登記上の本店所在地に変更が生じた場合は、中小企業新技術・新製品開発促進助成金交付申請内容変更届出書(第5号様式)に変更の事実を証明する書類に添付し、速やかに市長に送達しなければならない。

(交付決定)

第11条 市長は、審査会の審査の結果を踏まえ、予算の範囲内で事業計画ごとに交付、繰上交付候補者(以下「候補者」という。)、不交付を決定する。候補者は、第7条に定める申請書(第1号様式)の中で繰上交付を希望したものから決定する。

2 市長は、本助成金を交付する決定をしたときは、中小企業新技術・新製品開発促進助成金交付決定通知書(第6号様式。以下「交付決定通知書」という。)により申請者に通知することとし、本助成金を交付しない決定をしたときは、中小企業新技術・新製品開発促進助成金不交付決定通知書(第7号様式。以下「不交付決定通知書」という。)により申請者に通知する。候補者を決定したときは、中小企業新技術・新製品開発促進助成金繰上交付候補者決定通知書(第8号様式)により申請者に通知する。

3 候補者は、辞退する場合、中小企業新技術・新製品開発促進助成金繰上交付候補者辞退届出書(第9号様式。以下「繰上交付候補者辞退届出書」)を速やかに市長に送達しなければならない。候補者が、繰上交付候補者辞退届出書を送達したときは、第2項に基づき、候補者に対し、不交付決定通知書(第7号様式)により本助成金を交付しない決定をしたことを通知する。

4 市長は、第2項の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「交付対象者」という。)に対し、第21条に基づく交付決定の取消しをした場合、かつ、候補者の事業計画が予算の範囲内であった場合は、候補者に対し、本助成金の交付を決定する。第21条に基づく交付決定の取消しがない場合、または、候補者の事業計画が予算の範囲内でない場合は、候補者に対し、本助成金を交付しない決定をする。

(事業計画の取下げ)

第12条 交付対象者は、交付決定通知書の交付を受けた後に交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請の取下げを行う場合には、中小企業新技術・新製品開発促進助成金交付申請取下届出書(第10号様式)を市長に送達しなければならない。

2 申請の取下げができる期間は、交付決定通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとし、申請の取下げがあったときは、当該申請に係る本助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事業計画の変更)

第13条 交付対象者は、事業計画等に変更が生じた場合は、中小企業新技術・新製品開発促進助成金交付申請内容変更承認申請書（第11号様式）を送達し、市長の変更承認を受けなければならない。

- 2 市長は承認を行うに当たり、必要に応じ条件を付し、又は交付決定の内容を変更することができる。
- 3 計画の変更により助成金算定基礎額が増額となった場合は、当初交付決定額を上限として本助成金を交付する。
- 4 市長は、交付対象者から中小企業新技術・新製品開発促進助成金交付申請内容変更承認申請書が送達された場合は、その内容を審査し、適当と認める場合には、中小企業新技術・新製品開発促進助成金交付申請内容変更承認通知書（第12号様式）により、交付対象者に通知するものとする。適当と認められない場合は、中小企業新技術・新製品開発促進助成金交付申請内容変更不承認通知書（第13号様式）により通知するものとする。

（事業計画の廃止）

第14条 申請者又は交付対象者は、事業計画を廃止しようとする場合、中小企業新技術・新製品開発促進助成金交付申請事業計画廃止届出書（第14号様式。以下「事業計画廃止届出書」という。）を、第15条の規定による実績報告を行う日までに市長に送達しなければならない。

- 2 申請者又は交付対象者は、第17条第2項に定める助成金の交付前に、第4条に定める申請者の要件又は第8条に定める事業計画の要件を満たさなくなることが判明した場合、事業計画廃止届出書を速やかに市長に送達しなければならない。
- 3 市長は、前項までの規定による事業計画廃止届出書を受理したときは、その内容を審査し、申請者に対し、中小企業新技術・新製品開発促進助成金交付申請廃止承認通知書（第15号様式）により廃止の承認を通知し、交付対象者に対しては中小企業新技術・新製品開発促進助成金交付申請廃止承認兼交付決定取消通知書（第16号様式）により交付決定の取消しを通知するものとする。

（実績報告）

第15条 交付対象者は、その交付対象となった事業計画に係る開発等が完了したときは、交付決定通知書（第6号様式）において市長が定める日までに中小企業新技術・新製品開発促進助成金交付対象事業実績報告書（第17号様式。以下「報告書」という。）に次に定める書類を添えて、市長に送達しなければならない。ただし、事業計画が完了せず、報告書が送達できない時は、前条第1項に基づき事業計画廃止届出書を速やかに市長に送達しなければならない。

- （1）事業実績書（第18号様式）
- （2）収支決算書（第19号様式）

- (3) 支出明細書（第19号様式別紙（1））
 - (4) 支出明細書（第19号様式別紙（1））に記載された助成対象となる経費の内訳、契約内容がわかる書類及び支払済であることを証する書類の写し
 - (5) その他市長が必要とする書類
- 2 第5条第3項から第8項までに規定する助成対象となる経費について、第5条第9項各号のいずれかに該当するときは、交付対象者はこれに該当することについて十分な調査を行ったうえで、その理由について入札又は見積りに係る理由書（第19号様式別紙（2））を送達し、市長の承認を受けなければならない。
- 3 第5条第3項から第8項までに規定する助成対象となる経費について、第5条第10項各号のいずれかに該当するときは、交付対象者はこれに該当することについて十分な調査を行ったうえで、その理由について入札又は見積りに係る理由書（第19号様式別紙（3））を送達し、市長の承認を受けなければならない。
- 4 補助金規則第14条第1項第3号の規定は、同条第4項の規定に基づき、省略させることができる。

（助成金交付額の確定）

- 第16条 市長は、交付対象企業から第15条の規定による報告書等が送達されたときは、当該報告書等及び必要に応じて行う現地調査等により審査し、適当と認めるときには、本助成金の交付額を確定し、中小企業新技術・新製品開発促進助成金交付額確定通知書（第20号様式。以下「交付額確定通知書」という。）により通知する。ただし、交付確定額は、第11条第2項により通知した助成金の交付決定額を上回ることはできない。
- 2 本助成金の交付額確定にあたり、交付申請時の助成対象経費から減額があった場合は、減額になった助成対象経費をもって助成金額の算出を行う。

（助成金の請求等）

- 第17条 交付額確定通知書を受理した交付対象者は、速やかに、中小企業新技術・新製品開発促進助成金交付請求書（第21号様式）を市長に送達しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求書に基づき、本助成金を交付する。

（財産処分の制限）

- 第18条 本助成金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産のうち、次の各号に掲げる財産については、補助金規則第25条ただし書に基づく処分制限期間内に本助成金等の交付の目的に反して使用し、廃棄し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、本助成金の目的に照らしやむを得ないと市長が認めたときは、この限りでない。
- (1) 試作品及び成果物

- (2) 別表第4に掲げる機械装置費として計上したもの
 - (3) 別表第4に掲げる産業財産権費として計上したもの
- 2 補助金規則第25条ただし書の規定により市長が定める期間は、本助成金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とする。ただし、当該年数が5年を超えるときは、5年とする。
 - 3 前項で定める期間内において助成事業により取得した財産等の処分を行う場合は、交付対象者は、事前に財産処分申出書(第22号様式)を市長へ送達し、承認を得なければならない。市長は、この申出に対し、財産処分承認・不承認通知書(第23号様式)により、交付対象者へ結果を通知するものとする。この場合において、市長は必要に応じて条件を付することができる。必要であると認められる場合には、中小企業新技術・新製品開発促進助成金財産処分に伴う請求書(第24号様式)により、本助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求することができる。
 - 4 財産処分の承認を受けた者は、財産処分が完了した場合、速やかに財産処分完了報告書(第25号様式)を市長に送達しなければならない。
 - 5 交付対象者は、第3項の規定による本助成金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを市に納付するものとする。

(報告)

第19条 交付対象者は市長から求めがあったときは、本助成金交付後の成果の事業化状況等について、本助成金の交付決定を受けた日の属する年度の末日から5年間の状況について報告をしなければならない。また、市長は必要とする事項について、別途報告を求めることができる。

(関係書類の整備)

第20条 交付対象者は、交付対象となった事業計画に係る収支を記載した帳簿を備え、その証拠となる書類を整備し、本助成金の交付決定を受けた日の属する年度の末日から5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第21条 市長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当することが明らかとなったときは、交付決定を取り消すことができるものとし、交付決定の取消しをした場合は、中小企業新技術・新製品開発促進助成金交付決定取消通知書(第26号様式)により、当該取消しを受けた者に通知することとする。

- (1) 虚偽の申請、報告その他本助成金の交付等に関連して不正の行為があったとき。
- (2) 事業計画を変更するにもかかわらず、第13条第1項の規定に基づく市長への届出を怠ったとき。

- (3) 事業計画を廃止するにもかかわらず、第14条第1項又は第14条第2項の規定に基づく市長への届出を怠ったとき。
- (4) 交付対象者が第15条に定める報告書等を適正に送達しなかったとき。
- (5) 同一若しくは一部が重複する事業計画で国、県、横浜市、独立行政法人等の委託又は補助を受けたとき。
- (6) 募集を行う年度に横浜市経済局が実施する研究開発や実証実験に係るその他の助成事業において、本助成金に申請した事業計画と同一であるか否かを問わず、助成金の交付を受けたとき。

(助成金の返還)

第22条 市長は、第14条又は前条の規定に基づき交付決定を取り消した場合において、既に本助成金が交付されているときは、中小企業新技術・新製品開発促進助成金返還請求書(第27号様式)により、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(警察本部等への確認)

第23条 市長は、必要に応じ申請者又は交付決定者が、第4条第1項第1号オ〜クのいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

2 市長は、必要に応じ申請者又は交付決定者の市税の納税について、その者の同意に基づき、財政局長に対して確認を行うことができる。

(成果の発表)

第24条 市長は、交付対象となった事業計画に関して、内容及び交付対象者の名称、法人番号、所在地について公表する。

(委任)

第25条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年5月12日から施行する。
- 2 横浜市行政課題解決型技術革新(横浜版SBIR)制度要綱及び横浜市中心企業研究開発等助成制度要綱は、この要綱の制定をもって廃止する。

(経過措置)

- 1 この要綱制定前の横浜市行政課題解決型技術革新(横浜版SBIR)制度要綱及び横浜市中心企業研究開発等助成制度要綱に基づき2か年開発で申請を行い、対象事業と選定された企業については、2か年目開発時には、この要綱に基づき申請するものとする。

- 2 この要綱制定前の横浜市行政課題解決型技術革新（横浜版SBIR）制度要綱に基づき、公募テーマの庁内募集を行った場合は、この要綱の規定によりなされた募集とみなす。

附 則

この要綱は、平成21年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月19日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

この改正前の横浜版SBIR・中小企業研究開発等助成制度要綱に基づき2か年開発で申請を行った支援対象事業については、2か年目開発時には、この要綱に基づき申請するものとする。ただし、当該支援対象事業のうち、重点枠の新技术・新製品開発事業に係るものについては、別表第1に定める助成限度額について、30,000千円を50,000千円と読み替えて適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

平成22年4月1日施行の本要綱に基づき2か年開発申請を行った支援対象事業については、2か年目開発時における助成対象経費は、従前の定めに基づき申請するものとする。

附 則

平成23年度に行う、第6条に定める事業計画の募集の2回目の募集における第8条第1項（3）に定める期間、第8条別表第1に定める対象期間、第13条に定める期日は別途定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 横浜市中小企業研究開発促進助成金（個別行政課題枠）事務取扱要領は、この要綱の改

正をもって廃止する。

(経過措置)

平成 23 年 4 月 1 日施行の本要綱に基づき 2 か年開発申請を行った支援対象事業については、別表 2 の適用について従前の定めに基づくものとする。

附 則

(施行期日)

平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

平成 24 年 4 月 1 日施行の本要綱に基づき 2 か年開発申請を行った支援対象事業については、別表 2 の適用について従前の定めに基づくものとする。

附 則

(施行期日)

平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

平成 25 年 4 月 1 日施行の本要綱に基づき 2 か年 2 年目の申請を行った事業計画については、従前の定めに基づくものとする。

附 則

(施行期日)

平成 28 年 4 月 2 日から施行する。

(経過措置)

平成 26 年 4 月 1 日施行の本要綱に基づき 2 か年 2 年目の申請を行った事業計画については、従前の定めに基づくものとする。

附 則

(施行期日)

平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

平成 29 年 4 月 1 日施行の本要綱に基づき 2 か年 2 年目の申請を行った事業計画については、従前の定めに基づくものとする。

附 則

(施行期日)

平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

平成 30 年 4 月 1 日施行の本要綱に基づき 2 か年 2 年目の申請を行った事業計画については、従前の定めに基づくものとする

附 則

(施行期日)

令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

平成 31 年 4 月 1 日施行の本要綱に基づき 2 か年 2 年目の申請を行った事業計画については、従前の定めに基づくものとする

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条）

番号	対象外となる研究開発の区分
1	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）で規定する医薬品、医薬部外品及びそれに類するもの
2	動植物に直接影響を与える技術に関するもの

別表第2（第5条）

対象事業	助成率	助成限度額(千円)
研究・開発	助成金算定基礎額の 1/2以内	10,000

別表第3（第5条）

対象事業	助成対象経費
研究・開発	<p>(1) 原材料・副資材費 原材料・副資材購入に要する経費（量産に使うものは除く）</p> <p>(2) 機械装置費 機械装置若しくは工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用及び修繕に要する経費（汎用性の高いものは除く。）</p> <p>(3) 外注・委託費 外注及び委託に要する経費（調査に関する外注及び委託に要する経費は除く。）</p> <p>(4) 産業財産権経費 産業財産権の取得等に要する経費</p> <p>(5) 技術指導導入費 技術指導の受入れに要する経費</p> <p>(6) クラウド利用費 クラウドコンピューティングの利用に要する自社が保有しないサーバーの利用経費（他事業と共有する利用及び販売促進に利用するものは除く）</p> <p>(7) 直接人件費 対象事業の実施に要する直接人件費（登記上役員に該当するもの及び個人事業主は除く。）</p>

	<p>(8) 調査費 調査に関する外注及び委託に要する経費並びに資料購入等経費</p> <p>(9) その他市長が特に認める経費</p>
--	--

別表第4（第5条）

対象事業	助成金算定基礎額
研究・開発	<p>(1) 原材料・副資材費 助成対象経費全額。ただし、単価1,000千円を超えるものは1,000千円を単価の限度とする。</p> <p>(2) 機械装置費 助成対象経費総額の50%を限度とする。また、単価5,000千円を超えるものは5,000千円を単価の限度とする。</p> <p>(3) 外注・委託費 助成対象経費総額の50%を限度とする。</p> <p>(4) 産業財産権経費 2,000千円を限度とする。</p> <p>(5) 技術指導導入費 助成対象経費全額</p> <p>(6) クラウド利用費 助成対象経費全額</p> <p>(7) 直接人件費 3,000千円を限度とする。</p> <p>(8) 調査費 1,000千円を限度とする。</p> <p>(9) その他市長が特に認める経費</p>